

04.12

期間延長をした場合の期間計算について

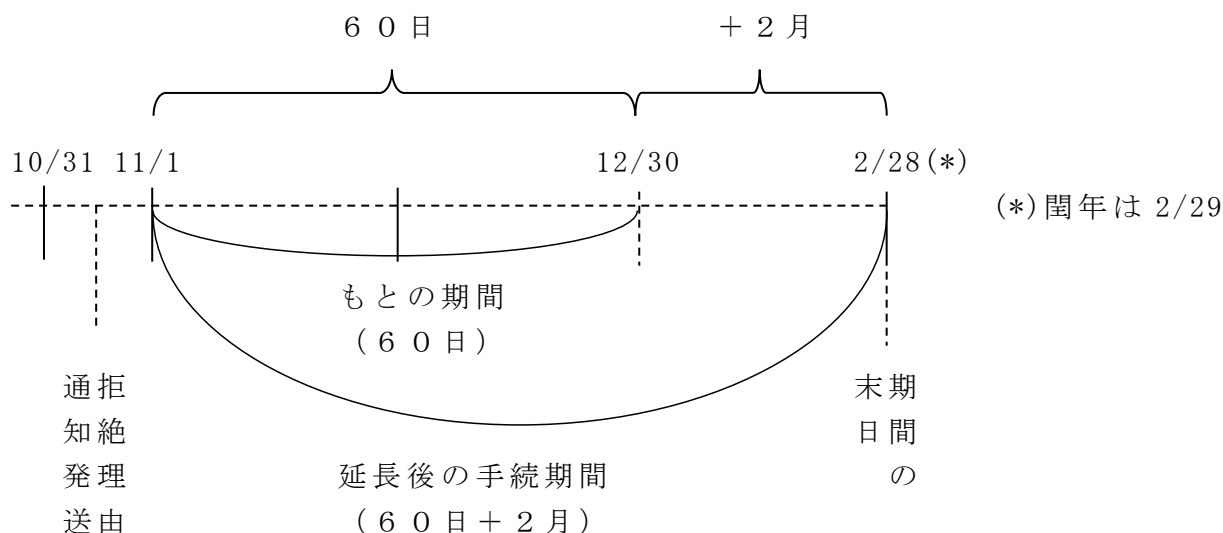
特許法第4条<sup>※1</sup>、第5条<sup>※2</sup>並びに特許登録令第30条第2項及び第3項<sup>※3</sup>の規定による延長期間は、もとの期間とは独立した別の期間であるから、それぞれの期間について特許法第3条第1項の規定により計算を行ったうえで全期間を定める。しかし手続きする期間としてはもとの期間と延長期間は一体をなし、合計された一つの期間として手続きのできる期間が定まるものであり、同法第3条第2項<sup>※2</sup>にいう「期間の末日」とは、その合計された一つの期間の末日を指称するものである。

したがって、もとの期間の末日が日曜日及び土曜日並びに国民の祝日等に当たっても、そこに特許法第3条第2項<sup>※2</sup>の規定は適用されない。

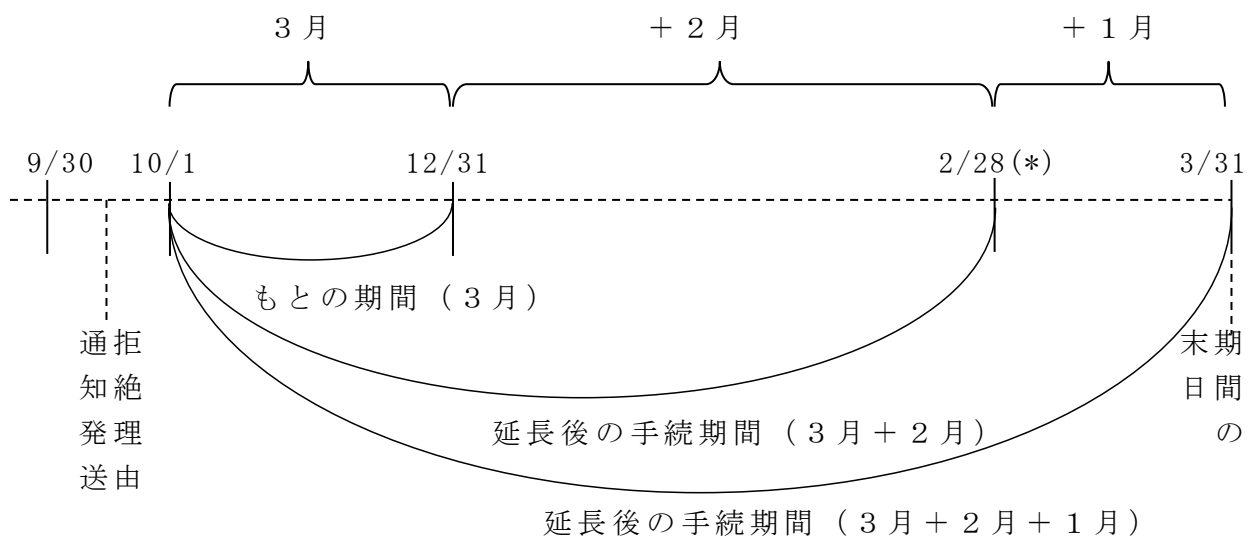
なお、特許法第4条<sup>※1</sup>、第5条第1項<sup>※2</sup>又は特許登録令第30条第2項<sup>※3</sup>の規定により期間延長請求をする場合、もとの期間の末日が祝日等に当たるときは、特許法第3条第2項<sup>※2</sup>の規定に基づき、その日の翌日まで期間延長請求ができる。ただし前述のとおり、延長後の手続き期間の算出にあってはもとの期間の末日に特許法第3条第2項<sup>※2</sup>の規定は適用されない。

<例.特許法第50条の規定による拒絶理由通知の応答期間の延長をする場合(延長登録出願、拒絶査定不服審判の場合を除く。)>

[出願人が国内居住者]



[出願人が在外者]



(\*) 閏年は 2/29

(改訂令和 3・10)

\*<sup>1</sup> 特 4 条：実 1 4 条の 2 第 5 項、3 9 条の 2 第 4 項、4 5 条 2 項、5 4 条の 2 第 5 項、意 6 8 条 1 項、商 7 7 条 1 項、商附則 2 7 条 1 項において準用

\*<sup>2</sup> 特 3 条 2 項、特 5 条：実 2 条の 5 第 1 項、意 6 8 条 1 項、商 7 7 条 1 項、商附則 2 7 条 1 項において準用

\*<sup>3</sup> 特登令 3 0 条 2 項、3 項：実登令 7 条、意登令 7 条、商登令 1 0 条において準用